

代理人の決定 説明同意書

2007年1月

代理人とは、意思決定能力のない人に代わって意思決定を行う権限を持つ人のことをいいます。代理人は自分の意見を述べるのではなく、あくまでも患者の推定意思(患者に判断能力があるとすれば何を選択するか等)を代弁するものです。

代理人の原則

- 1) 患者は自分の健康状況において、自分が意向を示すことができない場合の代理人をあらかじめ決定することができます。

その場合、以下の必要事項を書き込み、主治医または担当医、看護師長または担当看護師にお渡してください。

自分の名前

代理人の名前、住所、電話番号

代理人が複数いる場合は各々の人数分を書いてください。その場合、代理人間の意向が調わなかった場合には、優先順位の上位にある代理人の意向により対応します。

代理人に特別な要求がある場合はその内容を記載してください。

自筆のサイン(印鑑)、日付

代筆者はこれに代わることができるが住所も記入してください。なお、その場合、なぜ患者本人が署名できないかについて、代筆の事由を記載してください。

- 2) 患者に代わって意思決定する権限を与えられた人(代理人)の決定は、患者の意向や幸福を促すものでなくてはなりません。
- 3) 患者の意向がわかる場合は、代理人は患者の意向について知っている限りのことを用いて、医療上の決定をする必要があります。これを代行基準といいます。

代行基準は以下の2つの状況下で用いられます。

(1) 患者があらかじめ意向を示している場合

(2) 代理人が患者の過去の発言や行動をもとに患者の意向を無理なく推論できる場合

患者の意向がわからない場合、代理人は患者の最善の利益を考えてください。

- 4) 代理人が決定された場合に、家族の要請があるときは、その氏名を明らかにします。

説明

代理人の役割:代理人は患者の推定意思を代弁し、患者の利益を最善にすること
代理人同意書

日付 年 月 日

本人氏名 _____

代筆の場合 氏名 _____

住所(電話番号) _____ (_____)

理由: _____

1)代理人名(続柄) _____ (_____)

住所(電話番号) _____ (_____)

2)代理人名(続柄) _____ (_____)

住所(電話番号) _____ (_____)

主治医 _____

看護師 _____